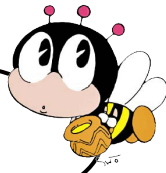


利用のしおり



生涯学習施設「アクティブライフ井原」

〒715-0014 岡山県井原市七日市町 12 番地 1

TEL (0866) 63-3347 FAX (0866) 63-3348

【 開館時間 】

1. 火曜日～土曜日 午前 9 時から午後 9 時まで
2. 日曜日 午前 9 時から午後 5 時まで

【 休 館 日 】

1. 毎週月曜日、及び火曜日から金曜日までの国民の祝日・休日
2. 年末年始（12月28日から翌年の1月4日まで）
※なお、臨時休館日及び臨時開館日を設ける場合があります。

【 使用申し込み・受付 】

1. アクティブライフ井原が実施する事業に支障のない範囲内で使用することができます。
2. 施設を使用する場合は、あらかじめ所定の使用許可申請書を提出し、施設使用料を前納してください。
3. 使用期間は3日までです。
4. 申込みの受付は、次のとおり行います。
 - (1) メルヘンホールについては、使用日の6か月前から申請が可能です（連続した複数日予約は可能）。
※例：メルヘンホールの10/15と10/16の予約は、4/15にまとめて予約可能です。
ホール以外の施設は、使用日の3か月前から申請が可能です（連続した複数日予約は可能）。
※例：和室の7/15と7/16の予約は、4/15にまとめて予約可能です。
上記の期間以外での予約は、原則として受付していないのでご注意ください。
ただし、メルヘンホールと併用して他の施設も使用しなければ行事の運営に支障が出る場合に限り、6か月前からの予約が可能になります。
 - (2) ホールの運営については業者委託しており、必ず事前の打合せが必要です。
※毎週水曜日（午前9時～午後3時）が舞台業者との打ち合わせ日です。使用日の1か月前までには必ず打合せを行ってください。
 - (3) 予約の際には、下記の事項にご注意ください。
 - 予約は先着順です。電話やFAXによる予約は受け付けていません。尚、開館した時点等で、予約希望が重複した場合は、抽選により使用者を決定します。
 - 申請可能日が休館日と重なった場合は、その日以後の最初の開館日を申請可能日とします。また、3か月前や6か月前の申請可能日で同じ日がない時は、月末を申請開始日とし受け付けるものとします。
※例：5/30や5/31の3か月前の予約は、2/28（29）に受付します。
 - 予約受付時間・使用時間は全て9：00～閉館時刻までとしています。

【 使 用 料 】

1. 基本使用料は（別表第1）により前納とする。冷暖房使用料は使用後に納入する。
2. 附属設備使用料は（別表第2）により、使用後に納入する。

【 使用料の減免 】

次の場合は、使用料を減免することができます。

1. 全て減免できる場合
本市が行う事業又は業務に使用するとき。
2. 基本使用料を減免できる場合（冷暖房費、附属設備使用料は有料）
 - (1) 市内の社会教育関係団体が教育目的に使用するとき。
 - (2) 民間ボランティア団体が公益目的に使用するとき。
※ 減免を受けようとするときは、所定の届出が必要です。

【 使用許可ができない場合 】

1. 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
2. 施設又は附属設備を損傷するおそれがあると認めるとき。

3. 政治的又は宗教的活動に利用するおそれがあると認めるとき。
4. 営利を目的とした物品販売等、営利事業を援助することになると認めるとき。
5. その他、教育委員会が不適合と認めるとき。

【 使用許可の取消し 】

次の場合は、使用の許可を取消し又は使用を停止し、使用条件を新たに付し、若しくは変更する場合があります。

1. 条例、規則に違反したとき。
2. 使用許可条件に違反したとき。
3. 虚偽その他不正な手段により、使用許可を受けたとき。
4. その他、管理上必要があると認められるとき。

【 変更又はとりやめるとき 】

使用許可を受けた後で、変更又はとりやめるときは、必ず届出をしてください。

※前納された使用料は、原則として還付できません。

【 守っていただくこと 】

使用者は、次の事項を守り関係者及び入場者に責任をもって指示してください。

1. 使用許可書の提示
使用当日は、使用許可書を事務所に提示してください。使用終了後には事務所へ連絡してください。
2. 使用時間の厳守
使用時間は、準備及び片付けを要する時間を含みます。許可を受けた時間以外の使用は、他の使用者に迷惑をかけるので固くお断りします。
3. 定員の厳守
入場人員は、使用施設の定員を守ってください。
特にメルヘンホールは、事故防止の為、401席を厳守してください。
4. 火気の使用
火気を使用する場合は、必ず消防署とアクティブライフ井原に届出て、許可を受けてください。
5. 目的外使用の禁止
使用許可を受けた施設、設備以外に使用を転貸し、又は使用の権利を他に譲渡することはできません。
6. 看板及び特別施設の設置
使用に際し、看板類の設備を設置する場合には、あらかじめ職員と協議して許可を受けてください。
室内、廊下などの壁、柱、ガラスに、釘打ち及びガムテープ等の使用をしないでください。
7. 原状回復及び清掃
使用終了後は必ず机、椅子、機材等を原状に復し清掃したうえで職員の点検を受けてください。
8. 破損滅失の届け
施設及び設備を破損し、又は滅失したときは、所定の破損（滅失）届を提出してください。
9. その他
 - (1) ホールの使用にあたっては、事務所又は委託業者の指示に従ってください。
 - (2) 館内での喫煙をしないでください。
 - (3) 騒音を発したり、暴力を用いる等他人に迷惑をかける行為は固くお断りします。
 - (4) 許可を受けている場所以外の施設への出入りをしないでください。
 - (5) 許可を受けないで所定の場所の備品を移動しないでください。
 - (6) 建物内では決まった場所以外での飲食はご遠慮ください。
 - (7) 許可を受けないで、物品の販売又は金品の寄附、募集等を行い、又は行わせることはできません。

【 使用者が準備するもの 】

次のものは使用者で準備してください。

1. 催し物に必要な看板、ポスター、茶葉、事務用品等
2. 特に人数の多い催物の場合は、警備、受付、駐車場等必要な人員を使用者で配置してください。
3. 使用者は、使用中必ず責任者を置いてください。

【 駐 車 場 】

駐車場は、アクティブライフ井原の専用駐車場を利用してください。

別表第1(第9条関係)

施設使用料

区分		基本使用料		冷暖房使用料(1時間につき)
		9時から17時まで1時間につき	17時から21時まで1時間につき	
メルヘンホール	市内の者	2,500円	3,200円	2,500円
	市外の者	5,000円	6,500円	
ふれあいプラザ	市内の者	1,500円	2,000円	500円
	市外の者	3,000円	4,000円	
フィットネスルーム	市内の者	500円	700円	150円
	市外の者	1,000円	1,400円	
リハーサル室	市内の者	500円	700円	150円
	市外の者	1,000円	1,400円	
楽屋(1)(2)	市内の者	300円	400円	100円 (1室につき)
	市外の者	600円	800円	
アトリエ	市内の者	600円	800円	200円
	市外の者	1,200円	1,600円	
会議室	市内の者	300円	400円	150円
	市外の者	600円	800円	
視聴覚ホール	市内の者	500円	700円	150円
	市外の者	1,000円	1,400円	
コンピュータ学習室	市内の者	600円	800円	150円
	市外の者	1,200円	1,600円	
和室	市内の者	700円	900円	200円
	市外の者	1,400円	1,800円	
多目的学習室	市内の者	600円	800円	150円
	市外の者	1,200円	1,600円	

備考

- 1 入場料等を徴収する場合は、市内の者は基本使用料の100分の50(市外の者は100分の100)を加算する。
- 2 使用する時間に1時間未満の端数が生じた場合は、繰り上げて1時間とみなす。
- 3 冷暖房の使用時間は、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間として取り扱う。

別表第2(第9条関係)

附属設備使用料

	使用備品	1回につき	数量	備考
舞台 関係	グランドピアノ	5,000円	1台	スタインウェイ
	グランドピアノ	1,000円	1台	ヤマハ
	音響反射板	2,000円	1式	ライト付
	スクリーン	500円	1式	
	金屏風	800円	1双	
	平台	100円	1枚	
照明 関係	調光装置	1,000円	1式	
	フットライト	300円	1列	
	ロアーホリゾントライト	500円	1列	
	アッパーホリゾントライト	500円	1列	
	ボーダーライト	500円	1列	
	サスペンションライト	1,000円	1列	
	フロントサイドスポットライト	200円	1台	
	シーリングスポットライト	1,500円	1列	
	フォースポットライト	1,000円	1台	クセノン
	フォースポットライト	200円	1台	ハロゲン
	スポットライト	200円	1台	
	絵夢ライト	200円	1台	
	ビームライト	200円	1台	
	エフェクトマシン	500円	1台	
	リップルマシン	500円	1台	
	芯ナシマシン	500円	1台	
音響 関係	音響調整卓	2,000円	1式	マイク1本付
	カセットテープレコーダー	500円	1台	
	オープンテープレコーダー	500円	1台	
	CDプレーヤー	500円	1台	
	MDデッキ	500円	1台	
	DATデッキ	500円	1台	
	ステージスピーカー	600円	1台	
	ダイナミックマイク	300円	1本	
	コンデンサーマイク	500円	1本	
	ワイヤレスマイク	500円	1本	
その 他	カラオケセット	2,000円	1式	
	ビデオプロジェクター	500円	1台	
	オーバーヘッドプロジェクター	300円	1台	
	スライド映写機	300円	1台	
	16ミリ映写機	3,000円	1台	
	ビデオデッキ	500円	1台	
	ディスプレイ	500円	1式	

備考

- 1 ピアノの調律は、使用者が行うこと。
- 2 1回は1区分とし、1区分とは午前、午後、夜間それぞれの単位とする。

【午前（9～13時）、午後（13時～17時）、夜間（17時～21時）】